第2 盛岡市保健所の設置

保健所は、地域保健法第5条第1項により、都道府県、政令指定都市、中核市、その他の政令で定める市又は特別区が設置することとされており、「盛岡市保健所整備方針」に基づき設置が進められました。

盛岡市保健所は、高齢者健康相談等を始めとする各種の保健活動に加え、保健衛生に関する 専門的な対応と医事・薬事、食品衛生、生活衛生等の監視指導や地域の健康課題に対する調査、 研究、企画調整業務等を総合的に推進します。

盛岡市保健所と保健センターの歩み

昭和33年7月5日 民生部 衛生課(庶務・環境衛生・予防衛生各係)・保険課(庶務・給付・保 険税各係) <盛岡市事務分掌規則(S28年規則第34号)廃止>

昭和34年4月1日 民生部 環境衛生課(庶務・環境衛生各係)・保健課(庶務・給付・予防衛生 各係)

昭和37年6月1日 民生部 環境衛生課(環境衛生・清掃各係)・保健課(庶務・保健・国保・予 防各係)

昭和46年4月1日 厚生部 衛生課(管理・保健・予防各係)

昭和50年4月1日 保健衛生部 衛生課(管理・保健・予防各係)

昭和51年12月1日 盛岡市夜間急患診療所開設(中ノ橋際,少年センター内)

昭和54年6月1日 盛岡市保健センター設置(肴町2-8,働く婦人の家4階部分,衛生課保健係主体)

昭和57年2月6日 盛岡市夜間急患診療所移転(若園町2-18,若園分庁舎1階)

昭和62年11月1日 盛岡市保健センター及び盛岡市夜間急患診療所を肴町庁舎で供用開始(肴町 2-29)

昭和63年4月1日 衛生課が廃止され、保健センターに管理・保健医療・予防・保健指導第一・第 二の5係設置(所長-課長級)

平成4年4月1日 都南村との合併により、都南総合支所に保健課が増設となる。

平成6年4月1日 都南総合支所の保健課が保健センターに移転統合し、保健管理課と健康推進 課の2課制となる(所長-次長級)

平成9年4月1日 機構改革により保健福祉部所属となる。保健センターの一部事務を他課に移 管し2課制を廃止

平成11年12月1日 盛岡市飯岡地区保健センター設置

平成18年1月10日 玉山村との合併にともない、健康福祉課(玉山)と一部事業を統合

平成20年4月1日 盛岡市保健所の設置にともない、その機能を移す

企画総務課,健康推進課,保健予防課,生活衛生課の4課体制となる

平成21年4月1日 盛岡市高松地区保健センター設置

平成29年4月1日 盛岡市保健所庁舎内に子ども未来部設置 機構改革により健康推進課が子ども

未来部母子健康課と保健所健康増進課に分割 企画総務課,健康増進課,保健

予防課、生活衛生課の4課体制となる